

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0531 第 2 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年6月1日より適用

改正後	改正前
D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(10) (略) (11) 百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又はPCR法により測定した場合に算定できる。 (12)～(38) (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(10) (略) (11) 百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。 (12)～(38) (略)